

もみじ医療福祉ネットシステム利用者規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、広島西部医療情報ネットワークが設置するもみじ医療福祉ネット（以下「もみじネット」という）の利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(もみじネット)

第2条 もみじネットは、広島西部医療情報ネットワークサーバー；DS NETの認証を経て、VPN(仮想プライベートネットワーク)接続後、会員専用ホームページにアクセスし、専用グループウェアを利用して会員相互の情報交換を行う。またJA広島総合病院地域医療連携サーバー（診療録サーバー、画像データサーバー、臨床検査データサーバーなど）にアクセスし、同院の診療情報を閲覧することができる。

(利用できる機能)

第3条 もみじネットで利用できる機能は、次のとおりとする。

(1) グループウェア

- ・ 会員専用メール
- ・ 掲示板
- ・ 動画閲覧
- ・ 症例相談
- ・ JA広島総合病院開放病床診療支援

(2) JA広島総合病院地域医療連携サーバーを利用する情報通信

- ・ 画像情報の閲覧
- ・ 臨床検査情報の閲覧
- ・ 診療録の閲覧

(利用者)

第4条 利用者とは、もみじネット会員のうち、この規程に定めるID、パスワード等の登録を完了したネットワーク参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第5条

- 1 利用者がもみじネットを利用する場合には、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。
- 2 利用者は、もみじネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療および説明目的での利用、閲覧以外は複製もしくは公開又は他人に提供してはならない。
- 3 利用者がもみじネットに接続する端末には、セキュリティーを維持するためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

第2章 ネットワークの利用

(利用者資格等)

第6条

- 1 もみじネットを利用できる者は、原則として第4条に定める利用者資格をもつ者のみとする。
- 2 ID、パスワード等の発行の事務手続きは、もみじ医療福祉ネット事務局で処理する。
- 3 JA広島総合病院地域連携サーバーの利用は、別途定められた同病院の利用規約に従い同意書に署名捺印した利用者に限られるものとする。

(もみじネットの利用形態)

第7条

- 1 もみじネットの利用者は、ネットワーク端末を用い、もみじネットDS NETの認証を経て会員専用ホームページにアクセスし、情報発信・受信を行うものとする。

- 2 もみじネットを利用するコンピューター端末には、ウイルス対策ソフトがインストールされていることを条件とし、常に最新のウイルス定義が更新されていることを条件とする。

(利用時間)

第8条 もみじネットの利用は、1年間を通じ常時可能とする。ただし、保守点検等により運用を停止する場合は、利用者に対してネットワークを通じ、事前に通知をした上で運用を停止するものとする。

(機能等の変更等)

第9条

- 1 もみじネットの良好な運用を維持するために必要なときには、もみじネットに関する機能又は利用時間の変更又は停止を行う。
- 2 前項の規定により変更又は停止するときは、利用者に対し事前にその旨をもみじネットを通じて連絡するものとする。ただし、緊急その他理事長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 ID、パスワードなど

(IDの利用者及び管理)

第10条

- 1 ID及びパスワードの利用は交付を受けた本人のみが利用するものとし、ID、パスワードの貸し借りや職員など、代理のものに使用させてはならない。
- 2 利用者はこの規程に定める利用者に該当しなくなったときは、その管理責任をもって、すみやかにID及びパスワードの取り消しを申請しなければならない。

第4章 利用料金

(料金表)

第11条

- 1 もみじネット運営及び維持のための利用料は、別途料金表に定めるとおりとする。
- 2 地域中核医療機関の特例
地域中核医療機関が地域医療連携のための診療情報(病院情報システムの情報)の公開をするために特定の機能(高度なセキュリティ機能など)を持った連携サーバーを自ら設置し、維持し、保守することによりこのネットワークシステムに参加する場合は、その医療機関を特別会員として取り扱うものとする。

第5章 機能の登録・削除

(通信内容の削除)

第12条 もみじネットを利用した通信内容について、次の各号に該当する場合は、その内容を削除するものとする。

- (1) 通信内容に利用者相互の信頼関係を失墜させるおそれがあるとき。
- (2) 記載期限を経過した情報があるとき。
- (3) 法令等の条項に違反したとき。

(ID及びパスワードの取り消し)

第13条 利用者が、次の各号のいずれかに該当したときは、ID及びパスワードは取り消すものとする。

- (1) 本規程の利用者に該当しなくなったとき。
- (2) 法令等の条項に違反したとき。
- (3) もみじネット上の情報の取り扱いが不適切であり、かつ、指導又は警告にもかかわらず改善が認められないとき。

第6章 その他

(事務局)

第14条 この規程に定める事務手続き等については、もみじ医療福祉ネット事務局においてその処理を行うものとする。

附 則
この規定は、平成18年11月1日から施行する。

医療情報ネットワーク 利用申請書 (利用者ID登録用)

もみじ医療福祉ネット理事長 殿

広島西部医療情報ネットワークの趣旨、利用者規定を理解した上で、ネットワークに参加したいので、利用申請を致します。

申請日 平成 年 月 日

所属医療機関名 _____

住所 〒 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ FAX _____

Eメールアドレス _____ @ _____

※ 本申請書は、佐伯地区医師会の代行業務を行っております(株)プロノテック宛に送付してください。

地域医療情報ネットワーク(仮) 利用申請書の送付先

株式会社 プロノテック 鈴木 肇和
〒738-0042 広島県廿日市市地御前1丁目21-23
TEL : 0829-36-3880 FAX : 0829-58-3706